

甲 37 号証

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

1 平成 19 年（ネ）第 1 8 5 号損害賠償等控訴事件

2 （原審：東京地方裁判所平成 18 年（ワ）第 7583 号損害賠償等請求事件）

3

4 (株式会社 A) との休職合意時会話反訳書

5

6 録音日 平成 17 年 3 月 16 日

7 録音内容 下記

8 録音場所 (株式会社 A) 社内 ((株式会社 A 所在地)。)

9

10 1 本 37 号証では、準備書面(4)第 3 の 4 で述べた、(株式会社 A) (人
11 事部 (U 氏) 及び (S 氏)。) との間で、控訴人が、問題解決後の復職を
12 目標とし、自己都合休職するとの合意を得た際の音声記録の反訳を
13 示す。被控訴人らの主張するように当時控訴人が「見えない組織に
14 狙われている」などと述べており判断能力の無い状態であったとし
15 たら、このような会話の成立するはずがない。

16 2 反訳

17 (U 氏) : 「自己都合 2 回ぐらいでいいんじゃないですか。補てんす
18 る人がいないし。」

19 (S 氏) : 「うん。」

20 控訴人 : 「あ、そういう風にやっていくんですか？」

21 (U 氏) : 「うん。6 ヶ月は長いでしょう？」

22 (S 氏) : 「延長はできますからね。」

23 控訴人 : 「あ、そうなんですか。ただ、あんまり小刻みですと、ご迷惑
24 かなとは思いますが、」

25 (U 氏) : 「いや(株式会社 A) で 6 ヶ月先にどうなってるかわからない
26 ですからね。」

甲 37 号証

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

1 控訴人：「いや、もちろんそうですけども。」

2 (U 氏)：「それは、会社の立場からしても、それは、僕は 6 ヶ月は長い
3 と思う。」

4 控訴人：「ああ、いきなり 6 ヶ月ボンは長いかもしれないですよ。」

5 (U 氏)：「あの、目標でもヘッドカウント（社員の頭数のこと。）意
6 識して、それはビジネスの論理で。」

7 控訴人：「はい。」

8 (U 氏)：「うん。」

9 控訴人：「まあもちろん、無給だったとしても勉強したいくらい仕事
10 好きなんですけれども、仕事は・・・なのでまあ、できることなら、
11 まあこれがなくなって復職するのが私的にも一番いいんです
12 が、」

13 (U 氏)：「うん。」

14 控訴人：「うん。ということで、まずは、無給休職、でしたっけ。無給
15 休職でお願いしてですね、考えたいと思ってるんですけども、
16 いいですかね？」

17 (S 氏)：「休職願い、」

18 (U 氏)：「そうですね。」

19 (S 氏)：「休職願いって、一応手続きを踏まないといけないので、そ
20 の、戸崎さんから正式にこういう、あの、願いが出てますっていう、
21 それを（聞き取れない。）たいので、休職願いってどんな書式でも
22 いいので、ええと、書いて出していただければ、」

23 控訴人：「あ、様式がない？」

24 (S 氏)：「様式ないんですけど、」

25 控訴人：「単純に、休職願い、」

26 (S 氏)：「あ、自己都合の休職願いって、あったかな？」

甲 37 号証

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

1 控訴人：「もし様式があるようでしたらお知らせいただければ、ええ。
2 もし、提出期限いつまでじゃないといけないっていうのであれば、
3 ちょっとお知らせいただきたいんですけれども、特にそれがなく、
4 まあ、一ヶ月以内くらいだったらっていうのであれば、」

5 (U 氏)：「うん。」

6 控訴人：「そんなに急ぎはしないんですけれども。」

7

8

以 上